

住民税特別徴収（給与天引き）について

特別徴収制度

個人住民税の特別徴収とは、事業主が所得税の源泉徴収と同じように、従業員に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を給与天引きし、納入する制度です。

特別徴収は年12回納期、普通徴収は年4回納期の為、普通徴収に比べ1回あたりの納税額が少なくてすむ、個人で金融機関に出向いて納税する手間が省ける等のメリットがあります。

当社でも対象となる派遣社員の方については、6月支給から翌年5月支給まで、住民税の特別徴収をおこなっています。



対象となる派遣社員とは？

①前年中に当社で給与の支払いがあり、かつ当年4月1日においても当社に在籍している。

（前年所得が非課税条件に該当する場合は、住民税の特別徴収はありません。）

②ビリーフグループ内で住民税を特別徴収していた人が、グループ内の他の派遣先へ転勤した。

③普通徴収の税額決定通知書が届いたが、普通徴収ではなく当社での特別徴収を希望した。

④他社から転職し、当社での特別徴収を希望した。

特別徴収を希望する場合、普通徴収の税額決定通知書と納付済分領収証コピーをご提出下さい。

退職したら？

①6月1日から12月31日に退職した場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収に切り替え、個人で直接納付します。

希望者は最後の給与で残りの住民税を一括徴収することができます。

②1月1日から4月30日に退職した場合

この期間については①とは異なり、法令により特別徴収できなくなった残りの税額については本人の申し出がなくても最後の給与で残りの住民税を一括徴収します。